

西宮市立大社小学校いじめ防止基本方針

西宮市立大社小学校

1 本校の方針

本校は、『誇り高き大社の子どもを育てる』を学校教育目標とし、「豊かな関わり合いのできる子」を育てることをめざしている。誇りある子どもには自尊感情が溢れている。人と人との豊かな関わり合いの中で、自分はかけがえのない存在であることを知り、自尊感情が育まれる。集団の中で様々な豊かな関わり合いの場をできるだけ多く持つことで、子どもたちに自尊感情を育み、誇り高い大社の子どもの育成をめざしている。

現在問題となっているいじめ問題は、この「誇り」を失い、集団の中での屈折した関わりが見逃された場合に起こるものと考ええる。そこで、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、学校と地域が一丸となってこの問題に取り組んでいく。いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための本校「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

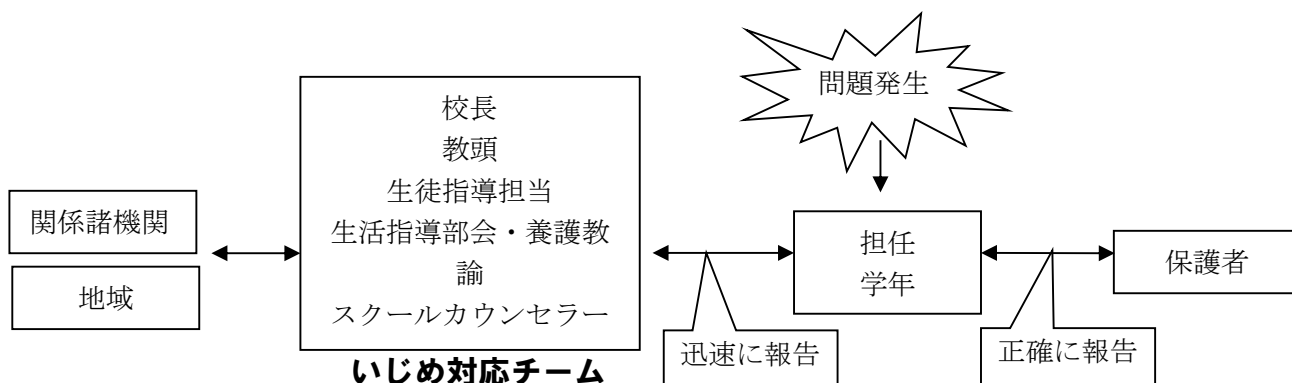
いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こり得ること、また、どの児童も加害者にも被害者にもなりうるという認識をすべての教職員が持ち、指導にあたっていく。起きてしまったいじめを「治療」的に回復させることは困難を伴う。いじめを起こさせない「予防」を常に心がけ、日々の学校、学級経営に取り組む。

児童がいじめの加害者になる場合、一般的には「学習ストレス」「友人関係ストレス」「家庭ストレス」が起因していると考えられているが、学校生活内における主な原因は、「学習ストレス」と「友人関係ストレス」である。このようなストレスを生まないために、教職員は児童が日々安心して過ごせるような学習規律を維持し、わかりやすい授業を進め、児童の「居場所づくり」に全力を持って取り組む。また、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「絆づくり」を全教育活動の中で行っていくことで、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、その他関係者により構成される「いじめ対応チーム」を設置する。



また情報を早期に、そして正確に全体共有し、今後の指導に生かしていくために、教育相談体制を整えるとともに、月に数回全教職員による児童理解交流会（毎週木曜日の夕会・職員会議）を行う。また、より詳しく情報を共有し、指導の方向性を定めるための校内支援全体会を年に2回行う。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識した上で、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期に発見するために、教育相談を随時行うとともに、いじめアンケート（別紙）も年に6回（4・5・6・10・12・2月）行う。アンケートは担任が集約後、生徒指導担当者が全体集約を行い、学校全体での傾向をつかむとともに、全職員で情報を共有して指導にあたる。

その他、以下の指導計画に基づいた指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

<年間指導計画>

	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ意識調査アンケート（1）	児童理解交流会
5月	学級経営交流会 校内支援生指全体会 人権放送 スマイル遊び	児童理解交流会 家庭訪問 いじめ実態調査アンケート（2）
6月	人権教育地区別研修会 人権放送 スマイル遊び	児童理解交流会 いじめ実態調査アンケート（3）
7月	兵庫県人権教育阪神地区大会	児童理解交流会 個人懇談会
8月	校内支援研修会 人権研修会 三小一中の会 コンサルテーション	児童理解交流会
9月	人権講演会	児童理解交流会
10月	人権教育地区別研修会 スマイル遊び 人権放送 人権全体会 人権参観懇談	児童理解交流会 いじめ実態調査アンケート（4）
11月	人権放送 西宮市人権・同和教育研究集会	児童理解交流会 個人懇談会
12月	大社っ子スマイル広場 スマイル遊び	児童理解交流会 いじめ実態調査アンケート（5）
1月	人権教育地区別研修会 スマイル遊び	児童理解交流会
2月	校内支援生指全体会 スマイル遊び 人権放送	児童理解交流会 いじめ実態調査アンケート（6）
3月	卒業おめでとうの会	児童理解交流会

4 重大事態への対応

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と定義し、いじめを受ける児童の状況で判断する。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」についても同様であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

校長が重大事態と判断した場合は、直ちに、教育委員会に報告するとともに、管理職と生活指導担当がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームで調査し、事態の解決に当たる。その際、必要に応じて、保護者、地域とも連携する。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織と連携し、事態の解決を図る。

5 その他の事項

地域と深いつながりを持つ本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校ホームページや学校だよりなどで公開するとともに、保護者会、個人懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、本方針や体制について、実情に即して効果的に機能しているかどうかを「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。